

公示第614号

令和5年2月28日  
ダスキン健康保険組合  
理事長 橋本 幸子



「任意継続被保険者の平均標準報酬月額」について

令和5年度における任意継続被保険者の保険料や各種給付金などの算定の基礎となる標準報酬月額（令和4年9月30日における全被保険者の平均額）は次のとおりです。

標準報酬月額 280,000円（21等級）

ただし、その者の退職時における標準報酬月額がこの額を下回るときは、退職時の標準報酬月額となります。健康保険法第47条により公示いたします。

記

1. 令和4年9月30日現在の平均報酬月額  
283,418円
2. 上記金額を基礎とした標準報酬月額  
月額 280,000円  
等級 (21等級)
3. 標準報酬月額を基礎とした場合の月額保険料（一般）  
30,884円（保険料率 110.3/1000）
4. 適用期間  
自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

以上